

## 秋田県告示第197号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成29年4月4日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀井 啓一

- 1 処分をした年月日  
平成29年3月23日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社東伸興業  
横手市大森町上溝字観音寺367番地  
取締役 小棚木 敬 司  
秋田県知事許可（般一23）第70108号
- 3 処分の内容  
土木工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成29年3月23日付けで土木工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。